

河西工業株式会社 定款

河西工業株式会社

昭和 21年 10月 26日	制定
昭和 40年 3 月 26日	変更
昭和 46年 3 月 30日	変更
昭和 48年 3 月 30日	変更
昭和 49年 3 月 29日	変更
昭和 50年 3 月 28日	変更
昭和 52年 4 月 28日	変更
昭和 57年 4 月 28日	変更
昭和 58年 4 月 28日	変更
昭和 63年 6 月 29日	変更
平成元年 6 月 29日	変更
平成 3 年 12月 27日	変更
平成 6 年 6 月 29日	変更
平成 7 年 6 月 29日	変更
平成 9 年 6 月 27日	変更
平成 10年 6 月 26日	変更
平成 11年 6 月 29日	変更
平成 13年 6 月 28日	変更
平成 14年 6 月 27日	変更
平成 15年 6 月 27日	変更
平成 16年 6 月 29日	変更
平成 17年 6 月 29日	変更
平成 18年 6 月 29日	変更
平成 21 年 6 月 26 日	変更
平成 26 年 6 月 20 日	変更
平成 26 年 7 月 01 日	変更
平成 28 年 6 月 24 日	変更
令和 3 年 6 月 25 日	変更

河西工業株式会社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は河西工業株式会社と称し、英文では KASAI KOGYO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1)自動車、自動自転車等の部分品製造販売
- (2)電気、音響機器部分品の製造販売
- (3)鉄道車輛、航空機、船舶等の部分品の製造販売
- (4)各種織物及び各種織物加工品の製造販売
- (5)各種木工品の製造販売
- (6)各種紙工品の製造販売
- (7)各種合成樹脂品の製造販売
- (8)自動車部分品製造用の各種型、治工具、機械設備等の製造販売
- (9)前各号の事業品目に関連する工業所有権、製造技術、ノウハウ等の開発、販売及び供与
- (10)企業に対する融資等の金融業務
- (11)前各号に付帯する一切の事業

(本 店)

第3条 当社は本店を神奈川県高座郡寒川町に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1億2,769万5,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当社に請求することができる。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法については、取締役会で定める株式取扱規定による。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって決定し、これを公告する。

(株式取扱規定)

第10条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、ならびに株主及び新株予約権者の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款の規定のほか取締役会の定める株式取扱規定による。

(基 準 日)

第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権

利を行使できる株主とする。

2. 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内にこれを招集し臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

2. 株主総会は、本店所在地又は隣接地においてこれを招集する。

(招集者及び議長)

第 13 条 株主総会は取締役会の決議にもとづき代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 代表取締役が複数の場合又は代表取締役に差支えがあるときは取締役会において予め定めた順序により、先順位の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決 議)

第 15 条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 10 名以内とする。

2 . 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は株主総会の決議によって選任し、その選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

2 . 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別する。

3 . 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 . 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

3 . 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。

4 . 補欠の監査等委員の予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催のときまでとする。

(取締役会)

第 21 条 取締役会を招集するには各取締役に対し会日の 3 日前までに通知を発す

るものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2．取締役会の招集者及び議長は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議に基づき取締役会規則により定める。

3．取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(取締役会規則)

第 22 条 取締役会に関しては法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2．取締役会の決議をもって取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

3．取締役会の決議をもって取締役相談役若干名を選定することができる。

4．取締役会長、取締役社長は代表取締役として、当会社を代表する。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬等は株主総会の決議により定める。

2．取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して定める。

(取締役の責任限定)

第 26 条 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 27 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会)

第 28 条 監査等委員会を招集するには各監査等委員に対し会日の 3 日前までに通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(監査等委員会規則)

第 29 条 監査等委員会に関しては法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 30 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 31 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第 32 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとして各事業年度の末日を決算期日とする。

(剰余金の配当等)

第 35 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 . 当社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 . 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の社外監査役の責任限定契約の経過措置)

第 1 条 平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 36 条の定めるところによる。